

第4章 地球環境保全への貢献

第1節 地球環境問題への取組み

1992年6月に、ブラジルのリオデジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」（地球サミット）が開催され、「環境と開発に関するリオ宣言」、「アジェンダ21」など、持続可能な開発に向けての世界的な合意が形成されるなど、地球環境保全への取組みが進められている。

（資料編表1-2）

一方、国内では、地球環境問題に関する施策の効果的かつ総合的な推進を図ることを目的として、平成元年5月に「地球環境保全に関する関係閣僚会議」を設置し、「アジェンダ21行動計画」（平成5年12月）や「生物多様性国家戦略」（平成7年6月）などを決定したほか、平成9年6月17日には「地球環境保全に関する当面の取組－環境と開発に関する国連特別総会を控えて－」を申し合わせている。

また、地球環境を視野に入れた法律として、平成5年11月に「環境基本法」が公布、施行され、平成6年12月には同法に基づく環境基本計画が閣議決定された。本計画では、「循環を基調とする経済社会システムの実現」、「自然と人間との共生」、「環境保全に関する行動への参加」および「国際的取組の推進」を長期的な目標として掲げている。

このように、国においては、多国間の取り決めなど国際的な施策や我が国における基本的かつ総合的な施策を策定し、実施している。地方においては、国の施策に参加・協力するとともに、県民・事業者・行政が地球環境問題の重大さを十分に認識・理解した上で、日常の行動を見直し、実施可能なものから環境に配慮した行動に変えていくような具体的な施策を講じることが重要となっている。

こうした中、本県においては、平成2年6月に関係課20課で組織する「福井県地球環境問題連絡会議」を設置し、県における地球環境問題に対する取組み方策等についての検討を重ね、平成3年7月にその結果を「地球にやさしい環境づくり－検討報告書－」として取りまとめた。また、平成9年3月には、県自らが率先して環境負荷の低減に向けて取り組むための「環境保全率先実行計画」を策定した。

1 地球温暖化の防止

(1) 地球温暖化の防止に関する内外の動向

国においては、地球温暖化対策を総合的に推進するため、平成2年10月に地球環境保全に関する関係閣僚会議において地球温暖化防止行動計画を決定した。国の地球温暖化防止行動計画の概要を表3-4-1に示す。

また、1994年（平成6年）3月に発効した「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、平成6年9月に、条約の目的に沿った政策および措置ならびに温室効果ガスの排出と吸収に関する目録等をまとめた日本国報告書を、平成9年11月に第2回日本国報告書を条約事務局に送付している。

平成9年12月には、1日から10日までの日程で「気候変動に関する国際連合枠組条約第3回

表3-4-1 地球温暖化防止行動計画の概要

二酸化炭素の排出目標	・官民挙げての最大限の努力により、行動計画に盛り込まれた広範な対策を実施可能なものから着実に実施し、一人当たりの二酸化炭素排出量について2000年以降概ね1990年レベルで安定化を図る。 ・さらに上記と相まって、太陽光、水素等の新エネルギー、二酸化炭素の固定化等の革新的技術開発等が、予測される以上に早期に大幅に進展することにより、二酸化炭素排出総量が2000年以降概ね1990年レベルで安定化するよう努める。
講ずべき対策	・20年間(1991年～2010年)に講ずべき対策として、二酸化炭素排出抑制対策、メタンその他の温室効果ガスの排出抑制対策、森林等の二酸化炭素吸収源対策、科学的調査研究、観測・監視、技術開発およびその普及、普及・啓発、国際協力等広範な対策を掲げている。

締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」が京都市において開催され、法的拘束力のある数値目標を含む京都議定書が採択された。京都議定書の概要を表3-4-2に示す。

(2) 県における取組

県では、地球温暖化防止京都会議が21世紀の地球温暖化防止に関する極めて重要な国際会議であり、議長国である日本に課せられた責任も重大であるとの認識から、京都会議の成功に向けて種々の取組みを行った。

まず、平成9年11月20日に知事による「地球温暖化防止京都会議の成功に向けて」と題したアピールを表明した。このアピールを環境庁に送付するとともに、京都会議の会場において英語版が展示された。(図3-4-3)

また、「ストップ！地球温暖化〈列島縦横エコリレー〉全国実行委員会」による自転車をバトンとした全国縦断リレーに協力した。

さらに、京都会議の初日である12月1日には、福井市とともに福井駅前「地球温暖化防止街頭キャンペーン」を実施し、通行人にパンフレットや知事のアピールを配布し、京都会議を契機とした地球温暖化防止のための行動を呼びかけた。

(3) 地球温暖化防止行動計画

県内の二酸化炭素の排出実態および化石燃料の代替としての太陽エネルギーについて調査を行い、平成5年度に「太陽エネルギー利用関連調査報告書」として取りまとめている。県内のエネルギー消費量をもとに、二酸化炭素排出係数などを考慮して算出した二酸化炭素の排出量は、平成2年レベルで793万tCO₂/年であることや、県域に降り注ぐ太陽エネルギーは、県内のエネルギー消費量の約40倍に達することが試算されている。

県では、今後、地球温暖化防止京都会議の成果を受け、京都議定書で新たに定められた温室効果ガスの削減目標を踏まえて、地球温暖化の防止に関する行動計画を策定する予定である。策定に当たっては、平成11年度に策定予定の「新・省エネルギーに関するビジョン」や「ごみ減量化・リサイクル日本一推進計画」など関連計画との整合を図り、省エネルギーの推進やクリーンエネルギーの利用、二酸化炭素の排出の少ない具体的な生活様式の提案など、地球温暖化の防止に向けた取組みを進める。

表3-4-2 京都議定書の概要

数量目標(第3条) ① 対象ガス： 二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、HFC、PFC、SF₆ ② 基準年： 1990年(平成2年) ③ 吸収源の取扱： 1990年以降の新規の植林、再植林および森林減少を対象とした温室効果ガス吸収量を加味 ④ 目標期間： 2008年(平成20年)から2012年(平成24年) ⑤ 削減目標： 先進国全体の対象ガスの人為的な総排出量を、目標期間中に基準年に比べ全体で少なくとも5%削減する。 日本の割当量 基準年の94%(6%削減) ⑥ パンキング： 目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加えることができる。	政策・措置(第2条) 先進国は数量目標を達成するため、例えば、エネルギー効率の向上等の措置をとる。
共同達成(バブル)(第4条) 数量目標の達成の約束を共同で果たすことに合意した先進国は、これら諸国の総発生量が各締約国の割当量の合計を上回らない場合には、その約束を果たしたとみなされる。	排出権取引(第16条その2) 先進国は、議定書の約束を達成するために、排出権取引に参加できる。条約の締約国会議は、排出権取引に関連する原則やルール、ガイドライン等を決定する。数量目標の達成を果たすため、すべての先進国は、他の先進国から割当量を移転または獲得することができる。京都会議においては、排出権取引に関し、第4回締約国会議において関連規則などの作成を行うことなどを決めた。
排出削減ユニット(第6条) 数量目標を達成するため、先進国は、発生源による人為的排出を削減すること、あるいは吸収源による人為的除去を増進することを目的としたプロジェクトによる排出削減ユニットを他の先進国に移転し、または他の先進国から獲得することができる。先進国と開発途上国との共同実施は、クリーン開発メカニズムの下で行うことができる。	クリーン開発メカニズム(第12条) クリーン開発メカニズムは、開発途上国の持続可能な開発と気候変動枠組条約の目的達成を支援し、かつ先進国の数量目標の達成を支援するものである。 本メカニズムにより、開発途上国は排出削減につながるプロジェクト実施による利益が得られ、先進国はこうしたプロジェクトによって生じる「承認された削減量」を自国の数量目標の達成のために使用できる。
不履行(第17条) 本議定書の第1回締約国会合で、条約の不履行に対する適正かつ効果的な手続および仕組み、例えば、不履行の原因、態様、程度や頻度を考慮に入れた不履行の内容に関するリスト等について承認される。	発効要件(第24条) 本議定書を批准した先進国の合計の二酸化炭素の1990年の排出量が、全先進国の合計の排出量の55%以上を占め、かつ、55か国以上の国が批准した後、90日目に発効する。

地球温暖化防止京都会議の成功に向けて

温室効果ガスによる気候変動は地球規模の問題であり、地球の温暖化が進んだ場合、世界中で重大な影響が現われるとされている人類に課せられた最も大きな課題の一つであります。

今こそ、行政、住民、事業者などすべての主体の積極的な行動により、社会・経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに変えていくことが必要であります。

こうした認識に立ち、福井県では環境基本条例を制定するとともに、二酸化炭素の削減目標や各種施策を盛り込んだ環境基本計画を策定し、環境にやさしい参加型社会づくりに取り組んでいるところです。

このたび、地理的にも歴史的にも本県と深いつながりのある京都府において気候変動枠組条約第3回締約国会議が開催されます。

福井県は、この会議においてすべての国々が共通の認識のもと、真に実効ある21世紀に向けた地球温暖化対策の策定に成功することを祈念して止みません。

福井県といたしましても、この会議の成果を受け、「人類もまた自然を構成する一員であることを深く認識した上で、県民の英知の結集と行動により(福井県環境基本条例前文)」、政府と協力しながら今後とも温暖化対策に取り組んでまいります。

平成9年11月20日

福井県知事

栗田幸雄

(4) 省エネルギーの推進・新エネルギーの利用促進による二酸化炭素排出抑制対策

平成6年度から県内の中小企業者に対し、太陽エネルギー等のクリーンエネルギーの利用や廃熱エネルギー等の既存エネルギーの有効利用を図る設備を導入する際、低利融資を行っている。

また、「資源とエネルギーを大切に作る運動福井県推進会議」と連携を図りながら、省資源・省エネルギーや容器包装の適正化などの運動を推進している。この推進会議は、消費者関係団体、経済・業界団体、地方公共団体等で構成され、推進団体の自主的な省資源活動についての情報交換や連絡調整および普及啓発事業を行い、県民の資源とエネルギーに対する理解と関心を高めるとともに、県民の求める情報の提供を行っている。推進会議が実施している事業内容を表3-4-4に示す。

(5) 二酸化炭素の排出の少ない生活様式の普及啓発

二酸化炭素の排出の少ない生活様式の定着をめざして、平成9年6月から「エコライフ 100万人の誓いー私が止める温暖化ー」を実施している。これは、「人を待つときや荷物の積みおろしをするときは、自動車のエンジンを切る」といった地球温暖化の防止につながる12の日常生活における行動の中から、自分が実践する行動を選び、誓いとして県に登録する事業である。

県では、こうした取組みを県民に広く呼びかけるため、「ふくい環境展」や「環境にやさしい社会づくりフォーラム」でのチラシの配布や、環境科学センターの「みどりネット」による広報を行った。市町村の協力を得て、こうした普及活動を行った結果、11月下旬までの参加者数の人口比は、本県が全国1位であった。また、本県は、100万人の目安となる「人口1万人当たりの参加者数 100人」を10月末に全国のトップを切って達成した。

本県に報告のあった参加者数は、平成9年12月末現在で8,491人である。このうち、県内在住の参加者8,361人による誓いが実行された場合の効果を環境庁の手法によって試算すると、年間の二酸化炭素の排出削減量は約446トン(炭素換算では約122トン)となる。12の誓いと誓い別の県内在住参加者数を図3-4-5に示す。

(6) 二酸化炭素以外の温室効果ガス排出抑制対策

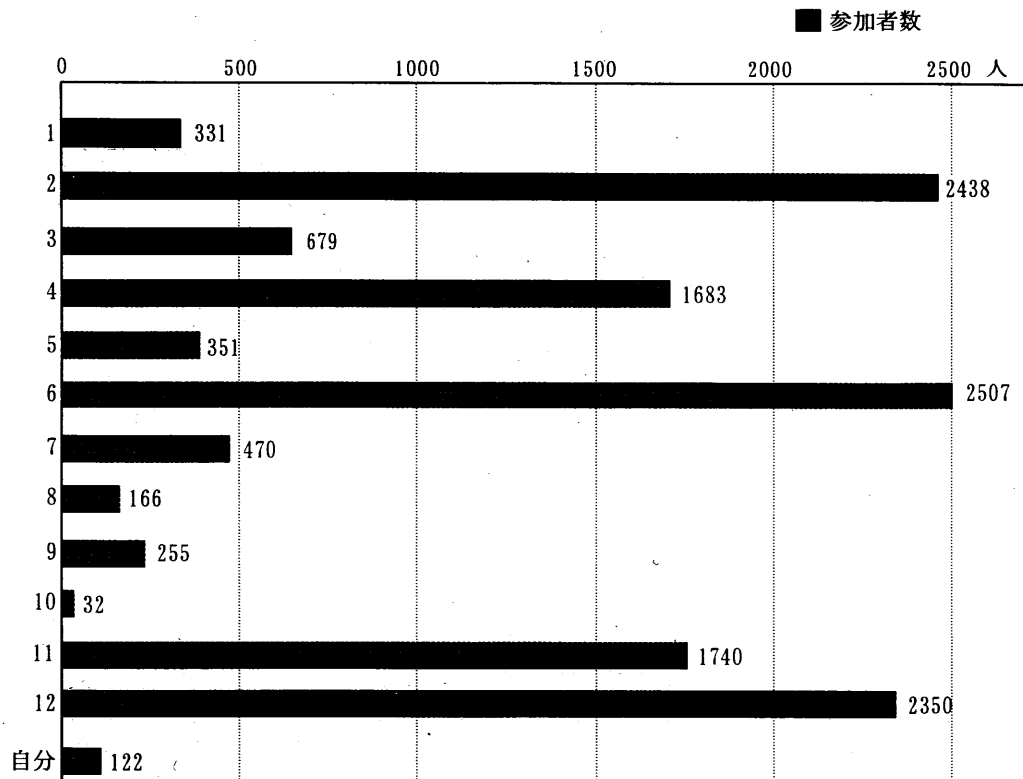
二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出抑制対策として、フロンについては、オゾン層の保護の観点から、学識経験者・消費者団体・関係業界・市町村等で組織する「福井県フロン回収推進会議」を設置し、廃家電品、冷凍空調機およびカーエアコンについて、それぞれ冷媒用フロンの回収システムづくりを検討し、この結果を踏まえ、市町村等のゴミ処理場や再生資源事業場でのフロン回収機の整備やフロン回収協力事業所の認定制度を設けたほか、回収フロンの処理場への一括輸送体制の整備等を推進している。

また、揮発性の高い炭化水素類の排出を抑制するため、平成8年には福井県公害防止条例を全面的に改正し、同条例の施行規則において、これらの貯蔵施設等を規制の対象となる特定施設に追加した。

表3-4-4 「資源とエネルギーを大切に作る運動福井県推進会議」の事業内容

情報提供および啓発運動の推進 ・県民に対する街頭キャンペーン ・推進会議の構成団体の各広報誌利用による啓発 ・官公庁、事務所および関係団体に対する省エネルギーの要請 ・ポスター、チラシ等の省エネルギー資料の作成配布
消費者団体のリーダー等を対象にした省エネルギー講座の開催 ・省資源・省エネルギー活動のリーダー養成
ポスターの募集・作成配布 ・県下児童を対象としたポスターの募集、優秀作品の表彰および金賞作品による省資源・省エネルギー意識啓発ポスターの作成・配布
展示会の開催 ・消費生活展の会場におけるポスター、入賞作品、パネル、実物等による省資源・省エネルギー展示会の開催
リサイクルの輪拡大事業 ① リサイクルエリア助成事業 リサイクル推進上の問題点を探りながら、地域の資源リサイクルに積極的に取り組む団体に対して助成 ② リサイクルポイントの普及啓発 消費者団体等の取組と連携して、企業の積極的な資源リサイクル推進を奨励するため、協力企業をリサイクルポイントに指定
省資源・省エネルギー月間運動等の実施 県民が省資源・省エネルギーを考える契機となるように、チラシ・ポスターの配布や各種媒体を通じての啓発 ① 省エネルギー月間（8月および2月） ② 省エネルギー総点検の日（8月1日および12月1日） ③ 省エネルギーの日（毎月1日）
適正包装の推進 過剰・過大な包装は資源の浪費であるという認識を広げるために「商品の適正な包装に関する基準」を定め、市場調査・公開試買検査の実施および事業者・消費者に対する普及啓発
省エネ県民大会の実施 ・消費者団体の独自の活動の展示・発表による一般の消費者の省資源・省エネルギー行動の促進 ・来場者全員参加の法廷劇等、ニュース性が高く、参加者が楽しめる話題の提供

図3-4-5 誓い別県内在住参加者数
(平成9年末現在で県に報告のあったもの)



[エコライフ100万人の誓い -私が止める温暖化-]

- 1 レジ袋やブックカバーを断り、自分の買い物袋やカバンなどを利用する。
 - 2 缶、ビン、スチロール・トレイなどは分別し、リサイクルする。
 - 3 冷暖房の温度設定を夏は28度以上、冬は20度以下にする。
 - 4 蛍光灯や電気機器はこまめに消し、使わないときには主電源を切り、コンセントも抜く。
 - 5 近くの買い物などには歩くか自転車で行き、休日の外出には公共交通機関を使う。
 - 6 洗面や歯磨きをするときなどは、こまめに水をとめる。
 - 7 食器洗いなどの給湯の温度は冷たく感じないギリギリの低めの温度に設定する。
 - 8 日用雑貨や台所用品などにはエコマークのついた商品を購入する。
 - 9 食材をムダなく使い、省エネを心がけて調理するエコクッキングを行う。
 - 10 環境家計簿をつけて、環境にやさしい日常生活となっているかをチェックする。
 - 11 人を待つ時や荷物の積みおろしをする時は、自動車のエンジンを切る。
 - 12 3階程度の昇り降りはエレベーターを使わず、階段を使う。
- 自分 自分で考えた誓い

2 オゾン層の保護

(1) フロンの回収ルート・破壊体制の構築

平成7年8月に、学識経験者・消費者団体・関係業界・市町村等で組織する「福井県フロン回収推進会議」を設置し、平成7年度は廃家電品、平成8年度は冷凍空調機およびカーエアコ

ンについて、それぞれ冷媒用フロンの回収システムづくりに向けた条件や問題点等を検討し、フロン回収のあり方として取りまとめた。(図3-4-6)

この検討結果を踏まえ、市町村・一部事務組合を対象に、フロン回収機を購入する際の補助制度を平成7年度から開始しており、平成9年度までに県内14か所のすべての粗大ゴミ処理場がフロン回収機を整備した。

また、フロン使用機器を取扱う関係業界に対して、積極的にフロン回収に取り組むよう働き掛けるとともに、平成8年10月から、廃冷蔵庫等が多く集積する再生資源事業所等にフロン回収機の貸出しを行っている。

こうして市町村や関係事業所で回収されたフロンは、県の調整の下、破壊処理施設へ一括して輸送することとしており、平成9年12月に、約900kgのフロンを広島県の破壊処理施設で一括処理している。

(2) オゾン層保護の取組みを促進するための情報の提供等

フロン回収の取組みを促進するためには、消費者や関係事業者の理解と協力が必要不可欠であるため、講演会等の開催やポスター等を通じて普及啓発に努めている。

また、消費者に対し、フロン回収に取り組む事業所を明らかにするとともに、フロン回収事業所が社会的に評価されることを促すため、平成9年4月から、フロン回収協力事業所の認定を始めた。

認定の対象は、自らフロン回収機を整備する事業所のほか、フロン回収を依頼する家電販売店等としており、認定事業所に対してシールを配布するとともに、インターネット(ホームページ <http://www.erc.pref.fukui.jp/>)を通じて事業所名を公表している。

3 酸性雨対策

県では、昭和48年度から酸性雨の調査を独自に進めていたが、昭和62年度からは全国的に統一された方法により実施している。

平成8年度に県内3地点において実施した雨水調査の結果、降水の年平均pHは、全国値と同レベルであった。(表3-4-7)

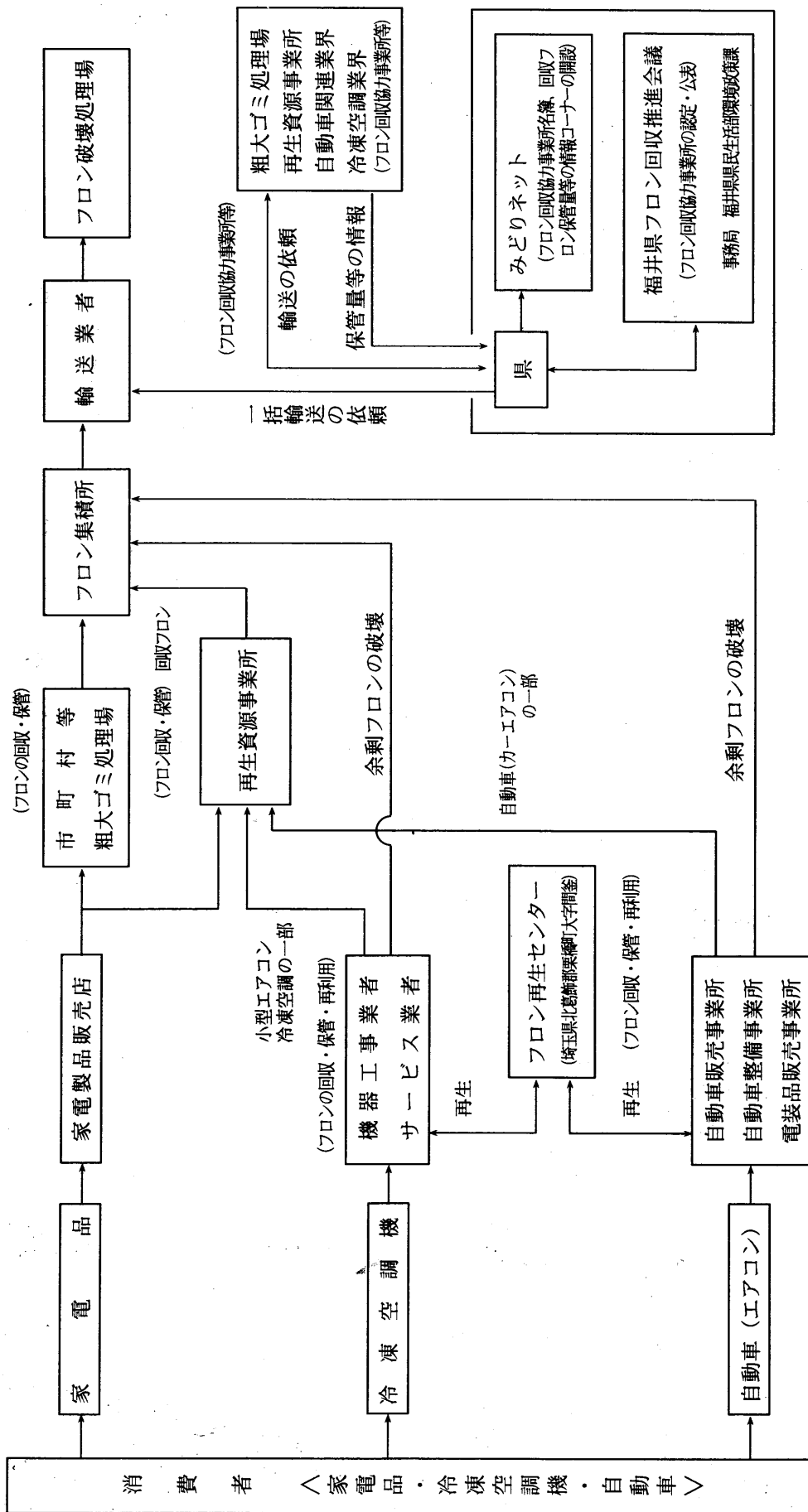
また、酸性雨の原因物質である硫酸イオン等の降下量が、いずれの測定地点においても冬季に多い傾向にあった。

酸性雨による土壌や植生への影響を把握するため、平成4年から酸性雨の生態系および土壌に対する影響等の調査を実施している。現在のところ、植物に対する可視的被害は確認されていないなど、生態系への影響は認められていないが、今後、土壌に対して酸化降下物の影響が及ぶ可能性も指摘されている。

表3-4-7 平成8年度酸性雨調査結果

観測地点	年平均值 (pH)	月平均値の最高値 (pH)	月平均値の最小値 (pH)
福井市原目町	4.5	5.3	4.2
敦賀市新和町	4.6	5.1	4.2
勝山市北谷町	4.7	5.3	4.3

図3-4-6 冷媒フロン回収・再利用・破壊システム



また、平成7年5月に越前町血ヶ平に国設の酸性雨測定所が設置され、国の酸性雨モニタリング調査に参画している。(表3-4-8)

表3-4-8 平成8年度国設酸性雨調査結果

観測地点	年平均(pH)
越前町血ヶ平	4.5

なお、事業場に対しては、いおう酸化物や窒素酸化物の排出抑制対策として、大気汚染防止法に基づく規制や低硫黄分の燃料使用の指導を行っている。

一方、酸性雨の影響の未然防止のためには国際協同・協力の取組みが不可欠であることから、国では、東アジア各国との酸性雨モニタリングネットワークの構築を図っている。

4 その他の地球環境問題に対する取組み

(1) 「熱帯雨林保護対策実施要項」に基づく建築材料の利用

熱帯雨林の木材の使用を削減し、地球環境保護に寄与することを目的に、コンクリート型枠として使用していたラワン合板(熱帯雨林の木材)の代替材料として、「針葉樹合板等ラス型枠」および「フラットデッキ型枠」等の使用基準が定められている。

県では、営繕工事における「熱帯雨林保護対策実施要項」を定め、「国際交流会館」等の工事において試行した。

今後は、その成果をもとに、代替材料の使用可能な箇所における熱帯雨林の木材の使用削減を図っていく。

(2) 公的施設における取組み

公共施設への省エネルギー型設備の導入や、余剰エネルギーの有効利用など、環境への負荷の少ないエネルギーシステムの導入を促進することは、地球環境問題に対する県の率先した取組みとして重要である。県では、これまで、「さわやかシルバー病院」での太陽熱利用給湯システム、「若狭総合公園温水プール」でのコージェネシステムなどがあり、蓄熱式空調システムも多く施設で導入しているが、今後も、県の公的施設には、その有効性等を考慮しながら、環境への負担の少ないエネルギーシステムの導入促進を図っていく。

第2節 国際環境協力

(1) 環境分野における人的国際交流

開発途上国などの環境問題解決に寄与することにより、地球環境の保全に貢献するため、環境分野における研修生の受入れや専門職員の交流に取り組んでいる。

平成9年度は、県環境科学センターに中国からの研修生を1名受け入れたほか、10月には中

国浙江省で、共通の課題である「環境」をテーマに「地域づくり国際フォーラム」を開催した。フォーラムでは、地球規模の環境問題の解決のためには、地域の環境保全が原点であり、今後とも浙江省と本県は協力し合い、地域レベルでの環境協力を進めていくことが大切であることを確認し合った。

また、平成9年度、県は、ケニアの自然環境保全を支援する民間団体の活動に対する助成を行い、環境分野での官民一体となった国際協力活動の推進に取り組んだ。

(2) 開発途上国への環境保全

技術移転の推進

本県の繊維産業が培ってきた繊維技術をベースに、県工業技術センターが中心となって県内の産学官共同研究で開発した砂漠等の乾燥地の緑化に有効な高保水性繊維編物とそれを用いた砂漠緑化技術の実証化を図るため、アラブ首長国連邦およびサウジアラビア王国において同国の研究者らと共同で節水緑化技術の研究を進めている。



アラブ首長国連邦における実験風景

第3節 循環型社会づくり

1 リサイクルの促進

廃棄物の中には、古紙や空き缶、瓶など、リサイクル（廃棄物の再利用、再資源化）できるものが多く含まれており、これらをリサイクルすることは、減量化をはじめ、省資源・省エネルギー、地球環境保全の観点から重要である。

リサイクルが容易な製品づくり、廃棄物の分別収集、再生資源や再生品の利用など、県民・事業者のリサイクルへの取組みを促進するため、県は、ごみスリム・スリム運動の展開による県民の意識啓発や、産業廃棄物減量化等指導員制度による事業者の自主的な取組みの促進を図っている。

今後とも、ごみ減量化、リサイクルに関する情報収集に努めるとともに、リサイクル社会を構築する上で課題となる事項について、消費者団体や事業者等の意見を聴きながら検討し、県民・事業者と行政が一体となった取組みを進める。

2 省資源・省エネルギー

(1) 環境負荷の少ないエネルギーシステム導入についての普及・促進

地球環境負荷の少ない地域づくりの実現を目指し、資源制約や環境負荷の少ないエネルギーである新エネルギーの導入促進を図るべく、今後策定予定の「新・省エネルギービジョン（仮称）」の中で県としての方向性を示していく。

(2) 省資源・省エネルギーに関する企業の診断・指導

これまでのような多大なエネルギーを使用した大量生産による産業活動は、地球温暖化やオゾン層破壊、資源の大量消費など、地球規模での環境問題を引き起こしており、今後は、企業においても、エネルギー使用の合理化、特定フロン等からの代替品・代替技術への転換、再生資源の回収再利用の推進など、産業活動を巡るエネルギー環境問題への対応が急務となっている。

そこで、(財)福井県産業情報センターでは、エネルギー等の使用の合理化、再生資源の利用等に関する事業活動に積極的に取り組もうとする中小企業を対象に、問題点の分析を行うとともに、実情に即した適切な解決策を具体的に指導するため、「エネルギー環境対応診断事業」を行っている。なお、平成8年度は2件の診断を実施しており、平成9年度においても2件実施する予定で、12月末現在1件実施している。

また、同センターではほかにも中小企業事業団からの委託で「エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業」を行っている。同事業は電力や燃料などの省エネルギー対策に取り組もうとする中小企業に対して専門員（専門知識を有する指導員）を派遣し、対応方法や省エネルギー設備の導入について指導するもので、平成8年度は16件実施している。平成9年度も随時申し込みを受け付けており、12月末現在で17件実施している。

このように県では、診断および指導事業を通じて、本県の中小企業の省資源・省エネルギー対応を支援し、地球環境保全への貢献を図っている。

(3) 省資源・省エネルギー運動の推進

我が国は、世界有数の経済大国としての繁栄を誇っているが、各種資源やエネルギー需給の面からみれば、極めて脆弱であると言わざるを得ない。

また、地球温暖化、オゾン層の破壊、資源の枯渇など、地球規模での環境問題が深刻化してきており、県民の環境に対する関心は高まりつつある。

このため、省資源・省エネルギーの重要性についての認識も高まりつつあるが、その実践となかなか実行していないのが現状であり、行動に結びつけていくための契機となる情報の提供を行っていくことが必要とされている。

このような中で、本県では、「資源とエネルギーを大切にする運動福井県推進会議」と連携を図りながら、家庭や身近な地域でのエネルギー消費のあり方の見直しや地球にやさしいライフスタイルの構築を通して、省資源・省エネルギーや容器包装の適正化などの運動を推進している。

この推進会議は、消費者関係団体、経済・業界団体、地方公共団体等で構成され、推進団体の自主的な省資源活動についての情報交換や連絡調整および普及啓発事業を行い、県民の資源とエネルギーに対する理解と関心を高めるとともに、県民の求める情報の提供を行っている。

推進会議では表３－４－９のような事業を実施している。

表３－４－９ 「資源とエネルギーを大切にす運動福井県推進会議」における実施事業

情報提供および啓発運動の推進	県民に対する街頭キャンペーン 推進会議の構成団体の各広報誌利用による啓発 官公庁、事務所および関係団体に対する省エネルギーの要請 ポスター、チラシ等の省エネルギー資料の配布
消費者団体のリーダー等を対象にした省エネルギー講座の開催	省資源・省エネルギー活動のリーダー養成
省資源・省エネルギーに関するポスターの募集・作成配布	県下児童を対象にしてポスターの募集を行い、優秀作品については表彰するとともに、金賞作品の一点を図案として使用した省資源・省エネルギー意識啓発ポスターを作成し配布している。
省資源・省エネルギー展示会の開催	消費者総合生活展の会場において、ポスター、入賞作品、パネル、実物等による展示会を開催している。
省資源・省エネルギー月間運動等の実施	①省エネルギー月間等（２月） ②省エネルギー総点検の日（８月１日および１２月１日） ③省エネルギーの日（毎月１日） これらが、県民の省資源・省エネルギーを考える契機となるように、チラシ、ポスターの配布や各種媒体を通じての啓発を行っている。
適正包装の推進	過剰・過大な包装は資源の浪費であるという認識を広げるため、「商品の適正な包装に関する基準」を定め、市場調査および公開試買検査を行うとともに、事業者、消費者に対して、普及啓発活動を行っている。
省エネ県民大会の実施	物質的な豊かさを求めるライフスタイルを見直し、省資源・省エネルギー型のライフスタイルを構築するなど、広く省資源・省エネルギー意識の啓発と生活の場への定着を図る。

推進会議においては、以上のような事業を実施するとともに、各構成団体においても、自主活動としていろいろな方法で、省資源・省エネルギー運動に取り組んでいる。